

# 雲南市・飯南町事務組合資源化物の売却に係る入札参加資格審査要綱

平成 29 年 5 月 18 日

告示第 4 号

改正 平成 30 年 11 月 26 日告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、容器包装リサイクル法に基づき循環型社会の構築を目指し、容器包装廃棄物の再資源化を図るため、雲南市・飯南町事務組合（以下「本組合」という。）が売却する資源化物（以下「有価物」という。）の売却に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに雲南市・飯南町事務組合財務規則第 171 条に基づき、指名競争入札（以下「入札」という。）の参加資格要件及びその他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「有価物」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) アルミ缶及びスチール缶
- (2) 金属類
- (3) 新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び古繊維
- (4) ペットボトル
- (5) その他資源となる物品

(入札参加資格要件)

第 3 条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 雲南市及び飯南町内（以下「管内」という。）で 2 年以上の営業実績があり、かつ、現在も継続して営業していること。
- (2) 前条第 1 号及び第 3 号の場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 6 項の規定による産業廃棄物処分業許可及び同法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可をうけていること。古繊維の場合は、古物営業法（昭和 45 年法律第 137 号）第 3 条の規定による古物商許可を受けていること。
- (3) 再生資源化材料として適正処理可能な国内の再商品化事業者又は再商品化事業者に原料として提供し、リサイクルが完結できるルートを確保していること。
- (4) 本組合から買い受ける有価物を円滑に処理できること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (7) 消費税、地方消費税及び雲南市税並びに飯南町税を滞納していない者であること。

(入札参加申請)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、本組合管理者が別に定める申請期限内に、入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して本組合管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請する営業品目（様式 2 号）
- (2) リサイクル管理表（様式第 3 号）
- (3) 営業経歴書（様式 4 号）
- (4) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
- (5) 法人事業者にあつては、登記事項証明書、定款の写し及び財務諸表

- (6) 個人事業者にあつては、市町村が交付する身分証明書
- (7) 消費税、地方消費税等について滞納がないことを証する納税証明書
- (8) 管内に本社等又は支社等がある事業者にあつては、雲南市又は飯南町が交付する納税証明書
- (9) 印鑑証明書
- (10) 役員名簿及び照会承諾書（様式 5 号）
- (11) 搬送に当つての車両及び人員確保が出来る事を証する書類等の写し
- (12) 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状（様式 6 号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、本組合管理者が必要と認める書類  
（入札参加資格審査）

第 5 条 申請者が第 3 条各号に掲げる要件を備えているか否かを審査する、入札参加資格審査委員会を置く。

- 2 有価物の売却に関する入札に係る定期の入札資格審査を 2 年に 1 回行うものとし、定期の資格審査を行わない年においては、追加の資格審査を行うものとする。
- 3 定期の資格審査を受けようとする者は、次条第 1 項に規定する名簿への登録を受けようとする年度の前年度の 1 月 4 日から 1 月 31 日までの間に限り申請することができる。
- 4 追加の資格審査を受けようとする者は、定期審査を実施しない年度の 12 月 1 日から 12 月 10 日までの間に限り申請することができる。

（有資格者の認定及び通知）

第 6 条 本組合管理者は、前条の資格審査の結果に基づき入札参加資格の有無を認定し、入札参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）について、入札参加資格者名簿に登録するものとする。このとき、管内に本社等を有する有資格者は第一区分とし、第一区分以外で管内に支社等を有する有資格者は第二区分とし、第一区分及び第二区分以外の有資格者は第三区分としてそれぞれ登録し、入札を執行する際には、第一区分から順に指名を行うものとする。

ただし、第一区分又は第二区分の認定は、登記事項又は定款の記載事項並びに雲南市又は飯南町における納税義務の有無及び業務の実態に則して判定する。

- 2 本組合管理者は、前項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、入札参加資格審査結果通知書（様式第 6 号）を送付するものとする。

（登録の有効期間）

第 7 条 前条により有資格者の登録有効期間は、定期の資格審査においては登録の日から、追加の資格審査においては翌年度の 4 月 1 日から、次回の定期の資格審査が行われる 3 月末日までとする。ただし、同日までに定期の資格審査がなされないときは、その定期の資格審査による登録がなされる日の前日までとする。

（変更の届出）

第 8 条 有資格者は、入札参加資格申請書及び添付書類の記載事項について変更があったときは、遅滞なく入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第 7 号）を本組合管理者に提出しなければならない。

（登録の取消し等）

第 9 条 本組合管理者は、有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同施行令第 167 条の 4 の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 第 3 条に定める要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。

2 本組合管理者は、前項の規定により資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第8号）により、その者に通知するものとする。

（準用）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本組合管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月26日告示第6号）

この告示は、平成30年12月1日から施行する。



申請する営業種目

\*希望される品目ごとにそれぞれ【希望の有無】欄に○を付けてください。

引取り先施設		申請品名		取扱品目
番号	施設名	希望の有無	区分	
1	雲南エネルギーセンター		1	【回収資源物】 ダンボール、新聞・雑誌・ちらし類・紙パック・古着類（衣類）
			1	【大東地区拠点排出資源物】 ダンボール・新聞・雑誌・ちらし類
2	リサイクルプラザ		1	アルミ缶プレス
			2	スチール缶プレス
			3	シュレッダー・アルミ屑・その他金属
3	いいしクリーンセンター		1	ダンボール、新聞・雑誌・ちらし類・紙パック・古着類（衣類）、飲料ペットボトル
			2	アルミ缶プレス
			3	スチール缶プレス
			4	鉄くず・その他金属

## リサイクル管理表

\* 「(2)資源化先」は、様式第2号「申請する営業種目」について記入してください。

工 程		処理事業者（住所、名称）	
(1)	申 請 者	(住所)  (名称)	
(2)	資 源 化 先	ダンボール・紙類・ 古着類・飲料ペット ボトル	(住所)  (名称)
		アルミ缶プレス	(住所)  (名称)
		スチール缶プレス	(住所)  (名称)
		鉄屑・アルミ屑・そ の他金属	(住所)  (名称)
		残渣類	(住所)  (名称)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

営 業 経 歴 書					
主たる営業所 (本社・本店等)					
商号又は名称					
所在地	〒      ー				
代表者職・氏名					
電話及び FAX	電話	FAX			
入札及び契約の権限を委任された営業所・支店等					
事業所名					
所在地	〒      ー				
代表者職・氏名					
電話及び FAX	電話	FAX			
過去 2 ヶ年度における雲南市、飯南町及び雲南市・飯南町事務組合との契約実績	契約案件			契約金額 (税込)	
	引取施設	期 間	引取資源	単 価	
	使用印鑑	契約に使用する印鑑		会社の実印	



# 委任状

平成 年 月 日

雲南市・飯南町事務組合  
管理者 様

所在地

商号又名称

代表者役職・氏名 ⑩

私は、下記の者を代理人と定め、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、下記権限を委任します。

## 記

所在地

支店又営業所

受任者 役職名

氏名 ⑩

(受任事項)

1. 入札に関する事
2. 契約締結に関する事。
3. 契約の履行に関する事。
4. 資源物の引取り及び支払いに関する事。
5. その他付帯事項一切
6. 上記各事項に関し、副代理人の選任及び解任





